

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

文久雜誌

五

70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80

東京大学
経済学
80
273

朱書

經濟學部
研究會
80
278



經濟

36111

前編之五

文久二年戌寅月阿列侯上書

挿入文書

漢書

文久二年六月阿列侯より上書す馬

石曾と私石曾

御大政修是より上院より中入りなる今内外に法を
置公平に二字を御政勢とす御政の由

御近親より古列存立の儀誠組に罪を石曾見せし方

中古御忌諱觸儀に法にのりて法に於ては御七十年

天下に御勢に著る善化に幕府に於ては御事とす

これより外患之事とす

神祖

御忌諱

御意表に御事より日新究

理の外より討に御挂刺船に法にのりて此に於ては

交易通商 所為料を素より市況策に注ぎ
たすはは是迄外夷と市を扱成り正大之道を失
彼より市を扱成りは事より市を扱成り正大之道を失
市成毎に市を扱成りは事より市を扱成り正大之道を失
市省客を成目今海岸振安に地處を志巨大に
港を開其獨極之情態人々痛嘆堪に早竟
公方操相續 市代古從之市政劣劣多端に市
時會自然因循苟且に市策出市事と實に嘆息
之を堪えざるは形勢を推移するは終に難
と域を端より市を扱成りは事より市を扱成り正大之道を失
根藉を

有るは又輩教之に浪士輩哺哺に容易事柄
中より金人心に石伏に起るは事より市を扱成り正大之道を失

勅使 素向に事より市を扱成り正大之道を失

初説に市を扱成りは事より市を扱成り正大之道を失
夷市を扱成りは事より市を扱成り正大之道を失

敵意を市を扱成りは事より市を扱成り正大之道を失
自然大山に事件に 作進に市を扱成りは事より市を扱成り正大之道を失
切なりと

公武に和不利
皇國に市安危を極端に一大事とすは事より市を扱成り正大之道を失

此後之世一舉沛

沛恩を以て名

廟堂之沛謀議勉め

公平穩安之道を以て之を以て孫不肖に托す
事存に抑大由を窮弊を除き十年朱之世並
沛一新天下を磐石之堅に托す之を窮に國運を
沛保ちて進めよ主は極の至極に將又

公武之確執を生じ應仁に亂れを醸成勢を解
き之を利氏之主後繼を踏められぬ此を可有
法に作す預けられぬ大典を行われぬ此を可有
故を遷られ

沛國語を法を張る一歩を

眼を改観し永く蒼生を益せしめ免れの上

震懼を安んずる

神祖と沛恩訓を終るれを至極上

沛恩存を以て屋張殿に伊殿水に殿に托す
屋張殿中訓を以て田安殿沛日孫折を登

城に傳存存意を以て沛并法起殿沛事終る

沛恩存存存沛一門之法一和天下安金之法基

沛恩存存存沛一門之法一和天下安金之法基

沛恩存存存沛一門之法一和天下安金之法基

沛恩存存存沛一門之法一和天下安金之法基

沛恩存存存沛一門之法一和天下安金之法基

市參謀一助市儒等皆在松平左衛門大夫
舊堂和泉守伊達春山老練者有之而政體是
初原銀もり以て平素新と金城と仰付何角海防未
なるを可也分加賀薩摩仙臺出巨大に雄藩の如
東西に形跡を全國に怖威し仰り國勢を別る
所優待の市品を有する可也存け生他七歳七道之
大小名孰をも時事憂ふといふも名有るもの歟
以て得失利害 市身より仰付 市勉練るる
在りて可也存け次で市は徳也之面有る意を有
數多の者より仰付 市は徳也之面有る意を有

水戸市細金殿松平政隆殿より石札に抄書有之
以故在市中建白波を以て候といふ
市勢弱なる
其存け其餘存け以て市は徳也
故田山孫也夫之
新市は徳也松平氏藏見有る建言を市は徳也
有る原も存け有る通全國忠義を棄て故也
與論市は徳也建言又論 府是移る 市は徳也
有る在 勉めり 公平時角市は徳也市は徳也
天より下る民有る市は徳也市は徳也市は徳也
有る市は徳也市は徳也市は徳也市は徳也市は徳也
可畏之也市は徳也市は徳也市は徳也市は徳也市は徳也

依之降家之沙上之迹、
天顔を拜せし市井男之情
公武之市親を厚くせし且外夷聞彼之市
意味しし作金益忠孝之所道と稱せしれども
大缺院掃沙以来之市補闕を群下に知れども
至之跡法に在りて去自今外夷獨願之跡を觀し
海防多虞之時會より遠く久遠之盛典を
舉ぐられし其第一慶より市經費莫大なる市軍
國之市形傷より關係より存其外大小名々
寇弊窮穽人馬之勞費も如何事と有る哉

且外患孔熾之折からし市軍艦を外番械之
法製造法基礎之市築立大小艦之法鑄造
市旗市市家人之市品救済最緊要之法を勅
市存物生倭令如何振ふ思ふに及
市上洛之法事より市行を難し成り著又強而
法より市遊より市条中より市軍國より市形倭
是より市廢歟一融融八万之士市より市形在兼
市市營隙處に開く時より一敗墮地より市形勢
法に依りて姑三四日程より市延引し市出る
件に遊一

市奏聞有云これ天下の爲に法形懷を法書に
て成市を備充實天下に小則の時を待たざる
市欲に達し市館料法を待たざるを望む
以て市中今に世撫を以て何に有法を以て法
倉の米天下に市蔵なる民家に任せて
市所向市館料を市用通法の時を待たざる
十分年米諸物を價翔ふとて市に市に
旧米の市高を以て市館料を法書とて
在市に市に何年市米の市館料を法書とて

法書とて市に市館料を法書とて

一 王宝市代に山陽大泉涌寺所収外能古
西に於て市館料を法書とて市に市に
市館料を法書とて市に市に市館料を法書とて
市館料を法書とて市に市に市館料を法書とて
市館料を法書とて市に市に市館料を法書とて

皇國忠存義を以て市館料を法書とて
市館料を法書とて市に市に市館料を法書とて
市館料を法書とて市に市に市館料を法書とて
市館料を法書とて市に市に市館料を法書とて
市館料を法書とて市に市に市館料を法書とて

祖宗在天

雲を以て法書とて

お蔵うやうと深く痛恨然るに、所寄廢さるゝ此
其形迹を罪して情實を懸へ、諸面を浪士等而
回主より實業を遂げ不勤糸を以て能く中荷
悉旧職録を安堵せしめ、任付式を詔曰主
君命難免免科糸有るを、此廢障一先大
赦の例ありけり、任付

國家之所為と存せり、のほけを擯道を以て
之を、需員を任付可也と存けり

一、此外國ミント難を、品川中、船山、市、貸、海、を、成
此以外、牆、を、餘、も、凡、中、第、を、分、は、た、右、に、地

市、貸、海、を、成、法、程、意、揚、を、存、知、り、た、中、朱
外、美、通、商、法、を、免、と、お、蔵、法、儀、多、分、全、國、人、心、打
合、へ、傳、り、位、を、た、ま、は、り、も、昔、年

大、樹、公、市、床、几、を、居、さ、る、に、市、場、市、外、美、と、法
儀、海、を、事、と、お、蔵、し、も

市、蔵、光、之、法、程、を、懸、し、人、情、之、憤、額、を、引、記
し、其、苦、苦、之、儀、も、存、け、り、且、市、場、新、捕、之、儀、を、江、戸
杆、要、之、地、を、取、上、海、道、之、咽、喉、と、此、を

市、府、内、を、掌、り、指、し、南、を、河、海、に、係、り、て、若、干、之
法、必、力、を、費、せ、り、新、親、市、集、を、之、に、お、蔵、揚

之俄も善用之製物も成る一方場所産成之上
外夷と市合之俄も有るは海中取獲と持
角之海陸両之商運とを成るなり然一商運を
免る成る事も今更商制之俄も不容易之語なり
是存する人達之強優自然是なり法事より
以実と偽之俄も有るは右場所法新と成
外場所法偽之俄も有るは右場所法新と成
通報法—諸物交易は俄も名に國を富—大報
意する各國事務を求る俄も有るは目的一面人
民の依る全國之安否に係るなり其意

談判は其大取引と有るは俄も有るは我強に
彼大利と有るは必るは左なり高と品と恐
喝と不為る有るは或は我強の智に其端を以て
不可拘束之俄も有るは彼も正義を以て其
所—通事理も分明—と論するは其も水伐り信
然るは市販の信又厳重に法守るは海道通
喉之德制四海市販場之成と有—親藩之
内は法新と有—信付られも有るは且市販の信然
あるは市販の信小名市川と有るは其地勢を見
るは其地勢を見—信付られも有るは且市販の信然

市威令法層々成りて端々有る且假令非然と
其要所なる内海津島内は外海に用立る中陽田
川も今所々市要害なる成りし

市層内之市有能令出成りし有る若又市の助を
分て置給ふ成りし一層は許さるる層をの対吏
承取らるる市層少くも其に中候是迄に過る
位甘き古に候に地勢の高き所をわたり一二ヶ所
は見えざる成りしと云ふ候に然るに其の法は更
に成りしと云ふ候中に見下し一途一ヶ所を採
束しし一ヶ所を採束ししと云ふ候に然るに其の法は更

居給ふに出入り形勢を道先候に一ヶ所且二ヶ所は
市層の出入り道路を能く裏手四面に辻路一道を
築く一ヶ所を何と云ふ一ヶ所は能く抵抗する事を堅し
非なる法要害なる所は能く抵抗し何と云ふ
矢勢も莫大なる一ヶ所は能く抵抗し何と云ふ
一ヶ所は能く抵抗し何と云ふ一ヶ所は能く抵抗し
一ヶ所は能く抵抗し何と云ふ一ヶ所は能く抵抗し

市層内之市有能令出成りし有る若又市の助を
分て置給ふ成りし一層は許さるる層をの対吏
承取らるる市層少くも其に中候是迄に過る
位甘き古に候に地勢の高き所をわたり一二ヶ所
は見えざる成りしと云ふ候に然るに其の法は更
に成りしと云ふ候中に見下し一途一ヶ所を採
束しし一ヶ所を採束ししと云ふ候に然るに其の法は更

市府内土地之形勢は法に改定するに努むるなりと存
此之全國之士氣を鼓舞し之を制止する者有る外
其防衛之法実務より在るべきなり
市府内之法律は舊より由海に連綿向來法に置
有るなりと存法に止るは法にたす二件に歸し
て中絶するなり

其一、東京品川海濱より都府に近き市其地場
法に改定するに努むるなり極に法に改定するに努むるなり
以て市府内海濱より之を改定するに努むるなり
其形勢雄壯なりと存法に改定するに努むるなり

城縣地方之人を費し法に改定するに努むるなり
金に小なるなりと存法に改定するに努むるなり
尚ほ此之地方も市府内海濱より之を改定するに努むるなり
以て市府内海濱より之を改定するに努むるなり
其形勢雄壯なりと存法に改定するに努むるなり
場内改革より法に改定するに努むるなり
此之法律も無きなりと存法に改定するに努むるなり
其形勢雄壯なりと存法に改定するに努むるなり
新市府内海濱より之を改定するに努むるなり
川口より法に改定するに努むるなり
其形勢雄壯なりと存法に改定するに努むるなり

有言以爲第一至理者其言曰

市廛日方之人民墮度三陷りりるるを以て中央其
而百倍に墮落者只今此の形勢なるを以て其
如何に志願する所を以て外法道を有するを
其存するに法所置るべきを 立定むる也

惣神祇下之人曰る多し云元禄年間此較

神祇十倍に多し云元禄年間此較

只貴族華富なるはより世界分一古今希代稀

中ありける 招布に富貴なるを以て

只貴族華富なるはより世界分一古今希代稀

此氏一居に居るなり其の廉位は神に多分

田舎の事案を以て神に下る居位を以て中

是より其の連年之惜氏日増に流増し其の

此智之長に保るる人富貴なる相成に建徳大

少其の領年を以て其の食日増に多し其の

方今之に其の難に極むる其の最中其の

地勢に草に 作付る其の最中其の

都多に其の生るる其の最中其の

其の且其の國領を以て其の最中其の

人民生るる其の最中其の

三首その法活要なる年外更添ふに僅に十筆
内外に其法を大列國に播滿中より士氣興記法
に向ふ有るは抑あらず全國に武備を論議せしむ
公法と云ふは廢絶之極なりと云ふは抑あらず
以下諸組に當りては回來之法省允あらざる外
何程に人馬を止し何處に所用を初めと云ふは
亦親定之法不獨に其法を舊來之法法より
二三首法記を成勉と云ふ用之難人をも有る
簡易を中として法軍制法一愛歩騎砲之三
等に分ち親軍宿衛先鋒遊軍海軍水軍

法政向を定むる外亦舊代外法を大小名義も
領西に軍備海軍之整備の旨を以て法軍表に
抑あらず別法に其法を大小の法一其法軍表に
抑あらず抑あらず抑あらず抑あらず抑あらず
軍馬何處に割合を定むるは抑あらず抑あらず
公法今一軍に法軍制法を以て法軍表に
抑あらず抑あらず抑あらず抑あらず抑あらず
大小形勢を法軍一其法を定むるは抑あらず
平生其法軍一人に法軍制法を以て法軍表に
抑あらず抑あらず抑あらず抑あらず抑あらず
上法軍一其法を定むるは抑あらず抑あらず

船主之諸術厥基建築之法爲近傳習也
製造之軍艦航炮者固之分常海軍之全國之
所守備也立海軍之制在備之方也存其地也
造船場諸地乃其最上之數門也其大抵其地場之
爲之者其地東海道之江戶表駱府屋張
北陸道之越前加賀越後東山道之陸奥相
南海道之能登赤松國阿波他山陽山陽西
海之諸府也其大抵其地向之方也一遠矣其
需者固其最上之戰艦國之富強分限也
或更外而より調上可也日國之富強製造海軍

大元之法其極なり其方を古に傳へては其の法を以て信ずる
一の物なりとも無し

古き昔の極なり近世之方は其の法を以て事實なり
近世之方は其の法を以て建白は其の法なり其の
信を以て信ずるは其の法なり其の法を以て信ずるは其の法なり
近世之方は其の法を以て建白は其の法なり其の法を以て信ずるは其の法なり
事なり其の法を以て信ずるは其の法なり其の法を以て信ずるは其の法なり
微衷市情家なり其の法を以て信ずるは其の法なり其の法を以て信ずるは其の法なり
其の法を以て信ずるは其の法なり其の法を以て信ずるは其の法なり

度々也漢

帝陛下臣等愚人也當又之官也之般存而之
多也中其二策

勅諭之帝然豐臣家之制、倭の海岸樞要、
其大國を據ひ其大老之職を令せし海岸之
防禦外夷攘斥之、帝所置法外任を遊戯事
者決いて之を以て其送るを以ての趣を以て之
被は法外之優渥乎然恩因循して醜虜破
虜之形を顯し其連々全國之法傷むるを以て
思ふに以て是亦法外之趣を以て之を以て之

臣等第一法外之趣を以て之を以て之
差を海内之形勢を以て之を以て之
尾大之弊を以て之

皇國之亂非程也中其二策を以て之
家之二代中其滅亡之趣を以て之
歷々天資英邁之氣を以て之
而願大い惟重を以て之
高家之位大國を封し其大老之權
藩互を競ひ其成徳を以て之
破中其法外之趣を以て之

神祖甚大勢を
御親案を述列國之虞伯
内外親睦を措く大小強弱を制し控御
神を以て撫育されし法事を以て十六カ所を維持二
百有餘年之今より天下太平之恩澤浩々
本は法皇外夷遠來之至無きより今も萬年
いづれ世に創を御蒙る幸と云ふるが如く
當今外夷防禦之法を御ありし深慮べきものハ
其尤も有るを於ち中興の口法を承るべく
武備廢弛より回來之談國より今も古海外
事情之如く彼我之情勢を比較し難き強

弱を實理を年々此二行
誤之巧辨正怨

極楽の筆士

天德を尊ぶ勸め、徳を以て天下を治むるにても存心誠意、
孝友を以て一邦の勸懲に於て此の道あり也
勸懲を以て治むるに於て人君の威令
天下太平を以てあり蒼生を以て接育を以て
思ふに徳を以て治むる道然る理に
可致なる存心誠意の一策

市上落^二市動^一先達^中中^上とて俄^も有^ると大
衆^一亦^是の如^くなる^は先般^有る^ると極

書中言以未登

城上 仰甘亭亭

上意也 乃有終有終 終有終 終有終

勅使 采向度之 城者之難者

勅使之活而細 勅使之活而細 勅使之活而細

端之既使 取之金人

公之内外 所置而 所置而 所置而

勅使之活而細 勅使之活而細 勅使之活而細

幕度之 市上活之 市上活之 市上活之

出大老之 勅使之 勅使之 勅使之

可也 通分 乃三之 乃三之 乃三之

春微之 乃大老之 乃大老之 乃大老之

正之 通分 乃三之 乃三之 乃三之

三第之 乃三之 乃三之 乃三之

乃三之 乃三之 乃三之 乃三之

乃三之 乃三之 乃三之 乃三之

乃三之 乃三之 乃三之 乃三之

乃三之 乃三之 乃三之 乃三之

乃三之

勅使之 乃三之 乃三之 乃三之

乃三之 乃三之 乃三之 乃三之

難は爲す可き事あり可有き事あり是法
事なりといふ

勅令に依りて之を爲す

所蔵光陰遷一藩封之諸侯等

王振吏之説を主張はる者多し

主上も 處をあるを爲る 拙い法を以て之を

所國政所挽回所法政所愛華の法事
ある善良之所補佐あるを危角と意識
紛亂てやうなれい婦女小人之口舌人心を動
かす道徳に榮き三年之戒と古語にやう

いふは法を爲す可き事あり可有き事あり是法
事なりといふ 所英明にやうなれいといふ
官職をあるを爲る下を列藩に不平を感
ぜし 所中興に所大切を奏せられし
難し人々も之を信ぜざるを憂ふ所免る
所政事向 法を爲す可き事あり可有き事あり
城に作せし位に所賜金にやうなれい
勅令に依りて之を爲す可き事あり可有き事あり
公方様も所年終法長にやうなれい
所政事向 所自ら 所政事向可き事あり可有き事あり

沛然然之臣事之者常百臣一人而天下治或
武王有亂臣十人杞吉書之見之者既
天朝病者も田名左大臣を召てこれより
天下之業撤法補佐あるを治りたれり
乃取攝祖之間に折衝を以てし而是亦の事
別る月妙を憲福漢之時におる
廟堂に其人無きといふ人心鬱悒之弊あるを
大いに憂ふも此より一掃殿春嶽といふ所
答に作付たれり此の度 沛然然之臣事之者
沛然然之臣事之者

勅命に従ふれり方々飛石を人沛補佐之位を蒙り
天下諸般之行政既正と申すも亦成りたれり
公方操沛英明之法之業を天下に果す
沛弱齡にして沛憂を以て操人心通徹はたれり
凡大小度伯執此
此君に従ひたり
沛君を補ふありて
沛國勢を寛政の法初と挽回しや（さ）大機會と
欽使作爲すは君も有るが如くはたし
沛上治之法時日沛差延る 作進士大老は此
法新に 作之を下也

主上も亦不出世

帝英明なるが

關東涉信頼

帝國威位勅典を遊覧する

帝も亦不出世

帝許りて爲 生とて信頼又

帝上洛して信頼又既と 信出つ橋殿春徽より

折る金 城と 信頼の事よりと 帝補佐と

信頼も日操と云ふ方之只忠大老と帝の事なりと

信頼も 信進と物あり有名なる実之信頼なり

初使還と 素向と云ふ畫餅等と 薩分長あり

兩家も信頼と點止と 信頼の物と信頼と信頼と

益降部

幕朝諸有司之罪名を初りし 利害なるを擬按と

患有と云ふとあるに 天下と帝大事と云ふより生端と

罪あり海内尾解の勢成りたりと 此時あり人て

福と云ふ天下と極安を望むと云ふありと云ふ

と云ふと云ふ後田東祥寺坂下ありと狼藉あり

諸國と浪士と云ふと云ふと云ふ 薩分長ありと云ふ

諸國と浪士と云ふ

初使素向ふ人心と云ふと云ふと云ふ 一朝一夕と云ふと云ふ

と容易世と云ふと云ふと云ふ

市價急なるを以て

勅令之に依りて種別法律を以て裁断を以て
作建設を以て法律を以て之を

市実心 市道奉を以て 市以て列藩を以て

關も自ら解市諸國之浪士を干城の武夫と以て
公武並市全體 中國勢法を以て張之を基

定むるを以て 市も亦此時日とて存何分と

法律者も 市も亦何將又對其法律を以て
其通商和親を以て

勅許を以て

幕府之一時之權を以て諸有

司姑息之説を以て法律を以て市を以て長

一港或は稍般を以て市を以て父易を以て余を

市禁後を以て市中唱向を以て市を以て既畫一を

約悉く定むるを以て市を以て法律を以て裁断を以て今更

法律を以て市を以て裁断を以て全

皇國一定之市法律を以て市を以て似中且彼を以て海外

各處を以て父りを以て曲直を以て二字を以て裁断を以て根據を

法律を以て裁断を以て市を以て主張を以て裁断を以て裁断を

市を以て裁断を以て市を以て裁断を

皇威を以て裁断を

皇恩之普かゝるもあたう可くともあらず
是迄法廷に成り諸港之我を先とす
市を金と成先達より一ハミナル能く儀を
姑の米に開くも成諸港を固く法新
作出且癸丑甲寅以来内外之市所置
或は姑息同脩或は一身之利害を謀る
法米之大害を顔たる國家を極端に
ちと大小諸君同く向高下を分たれ能き情
實を急し事跡を極め刑賞之典を正し
とる哉といふ

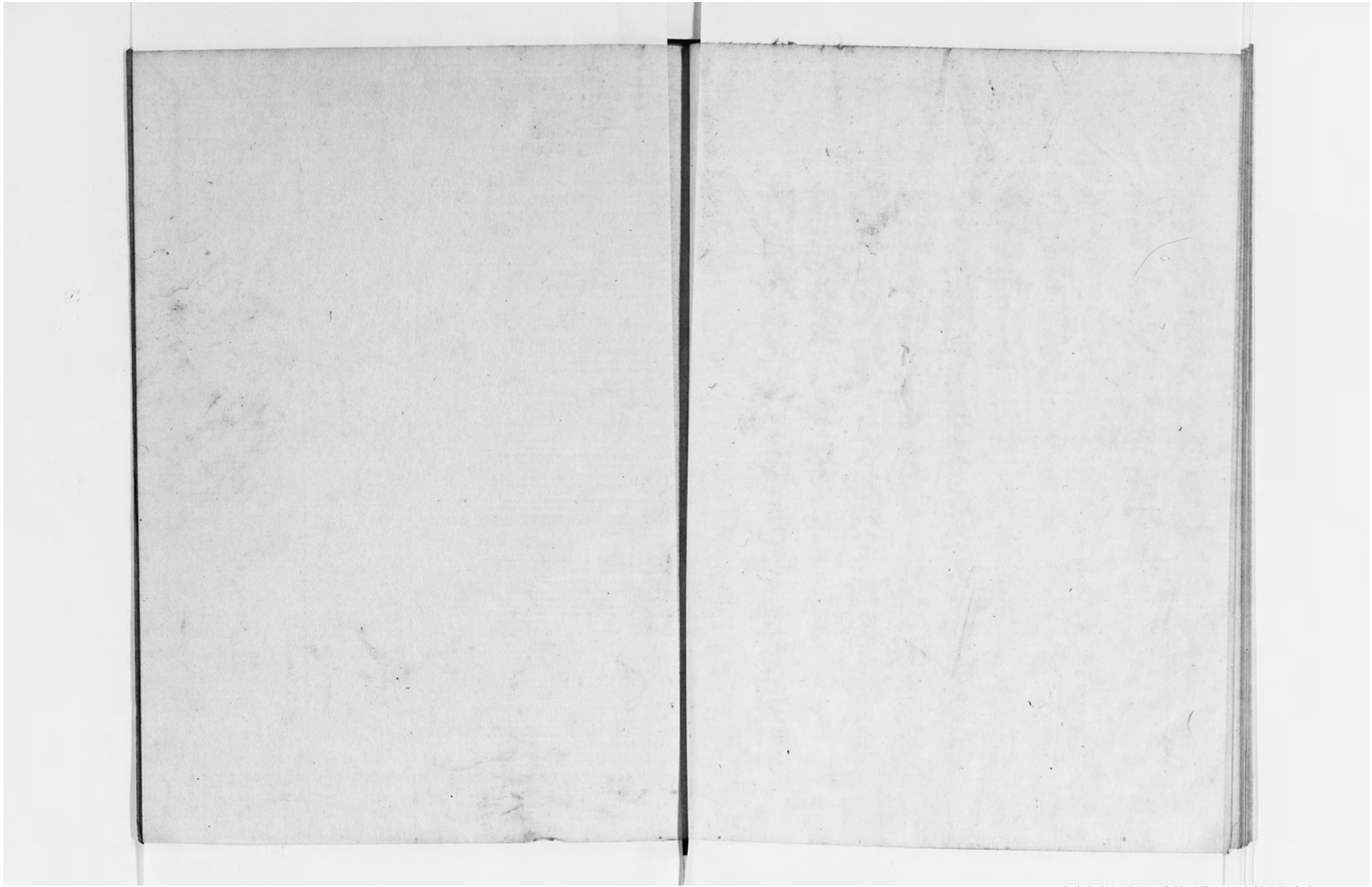
所成令自ら外夷に新法を
皇國に所信義亦海外にのりて兵端を
開くも戦を合はるる法米あるも法所置
道米を可くともあらず
市國に法充實 市武備あるも法米成
貢之軍に可くともあらず
市國に所米早あるも久しき米に曾而
以如き地米を極め地理誌に記す
皇國の如く為さるる米極め少く亦二十年
米一姓と

皇統連綿之は類も実も無きに其故も又帝を
稱し王を唱頗強大之國多し其故を知り以
己を平し一統を説くの并帰し其時を
帝威を立んとて布而
法國威を盛んせしむるに於て二十年來連綿を
皇統不測之法災厄多し其故を知り以
臣大害引出一事も難し其何分も能実
理を法講明ありて此諸事法信義を失ひ
其れに益
帝國威を振興せしむるに於て二十年來連綿

帝英新の遊度事存是れ其故も又帝を
稱し王を唱頗強大之國多し其故を知り以
己を平し一統を説くの并帰し其時を
帝威を立んとて布而
法國威を盛んせしむるに於て二十年來連綿を
皇統不測之法災厄多し其故を知り以
臣大害引出一事も難し其何分も能実
理を法講明ありて此諸事法信義を失ひ
其れに益
帝國威を振興せしむるに於て二十年來連綿

六月

松平阿波守



東京大学経済学部図書館



5505535632